

## 取締役会の監視義務に関する米国判例の動向: ケアマーク判決基準は厳しいが難攻不落ではない

米国ではケアマーク事例の判決が、注意・忠誠義務の基準を遵守しなかった取締役会の失敗に対して、原告の主張を拡大する際の高い壁を設定しました。最近の判例において、重大なオペレーション上のリスク問題に関する取締役会の責任について、ケアマーク判決基準が適用されました。

1996年のデラウェア州裁判所での画期的な事例として、チャンセラー裁判所によって判示されたケアマーク判決は、取締役会の監視活動義務を明確にしました。このケースでは、ケアマーク・インターナショナル社の株主は、取締役が適切な内部統制システムを構築せずに善管注意義務違反をしたとして株主代表訴訟を起こしました。そのような不備により、同社社員は刑事犯罪を起こし、会社には2億5千万ドルもの罰金と民事罰金が科せられました。<sup>1</sup>

取締役会の責任追求を行う場合、彼らの職務違反を主張するために原告が証明すべき要件を裁判所は以下のように示しました。(1)取締役が知っていた、もしくは(2)法律違反が起きていたことを知りえていたはず、かつ、いずれの場合も(3)取締役はその状況を防止または改善するために誠実に措置を講じることをせず、(4)その結果申立に記載ある損失をもたらした、ことを原告は証明せねばならない。<sup>2</sup>

要約すると、取締役会の監視活動の根底にある根本的な

課題は「情報を得て判断するという誠実な努力があったかどうか」です。善管注意義務に対する取締役の責任は、理論的には、2つの異なるパターンで発生します。第一に、取締役会の不適切な助言または過失による決定が損失の原因である場合。第二に、正当な注意が損失を防いではずの状況下において取締役会の無策が損失を招いたという場合。<sup>3</sup>

### 主な考慮事項

最近、デラウェア州の最高裁判所は、ケアマーク判決基準を拡大したチャンセラー裁判所の決定を覆して上告差し戻しを行いました。事例はマーチャンド対バーンヒル訴訟で、ブルー・ベル・クリーマリーズの取締役と役員が対象です。2015年、米国食品医薬品局と州保健機関が工場や製品にリステリア菌を発見した後、同社はすべてのアイスクリーム製品をリコールしすべての生産業務を停止しました。汚染は3人の死をもたらしました。同社の収益が大幅に減少し

1 リ・ケアマーク・インターナショナル社デリバティブ訴訟では、698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996)にて入手可能  
<https://law.justia.com/cases/delaware/court-of-chancery/1996/13670-3.html>

2 同上。

3 同上。

たため従業員の半数以上を解雇または休職とし、有限責任出資者への分配金の支払いも停止しました。最終的には、安全衛生方針と運用が不十分だったとして政府当局から罰金を科せられました。<sup>4</sup>

原告は、取締役会が法律の受託者義務に違反したとして提訴しました。判決で裁判所は次のように指摘しました。

取締役は、監視を行い、企業の業務執行可能性に関する法令遵守と財務実績を監視する義務がある。合理的な情報と報告システムが存在することを保証しなかった取締役会の失敗は、忠誠義務違反であり不誠実な行為である。

原告が裁判所に決定を迫った証拠としては、ビジネスモデルのシンプルさ、食品安全衛生の業界固有のリスク、食品安全問題への取締役会監視の欠如、取締役会がこの分野の事象について知らされるべきというルール欠如などでした。「食品の安全性に関するレッドカードが経営陣に提示されたときですら取締役会に同等の報告はなく、取締役会は3人の死亡に至るまでの重要な期間中に食品安全に関する重要な情報を提示されなかった」という点に裁判所は注目しました。これらの事実を元に裁判所は、「取締役が意識的に合理的な情報と報告システムが存在する保証をしようとしなかったという合理的な推論」を出しました。<sup>5</sup>

ケアマーク判決基準は原告が乗り越えるべき高い基準です。実際のところマーチャンド判決の脚注でも“デラウェア州法下、取締役の監督責任を問うて原告が勝訴を望むことは“おそらく最も困難な理論だろう”と述べています。<sup>6</sup> 今回の決定がデラウェア州の事件法が進化する扉を開くかどうかはまだ分かりません。しかし、取締役は次の助言を考慮する必要があります。

**リスクを羅列するだけで監視プロセスを止めない** — 取締役会の監視は、戦略とビジネスモデルを考慮したうえで、会社の最も重要なリスクにあてます。定期的なリスクをリストアップするだけで他に何もしないのは効果的な監視とは言えません。全体像の監視を目的とする場合は、最も重要なリスクを優先し、焦点を当てます。

**取締役会と常任委員会の役割を示す** — 訴状は、食品安全の重要性にもかかわらず取締役会にはそれを監視する委員会がなく、それに対処するための取締役会レベルのプロセスもなく、取締役会が関連する事象について報告されるべきとのルールも

なかったと主張しています。委員会に責任を移譲する場合、取締役会はすべての主要なリスクが適切な委員会によってカバーされることを確認する必要があります。

**取締役会においてリスク監視の議題に時間をとる** — リスク管理を担当する役員は、業界に適した方針、プロセス、レポート、システム等を確保できる立場にあるべきです。リスク管理の問題については、取締役会にて定期的に議論する必要があります。

**リスクエスカレーションとモニタリングの方針を設定する** — 主要リスクの責任者、リスク対応部署および発生する問題の性質等を理解するため、取締役会は、深刻な事項、特にコンプライアンス関連事項に対して即時に報告されるよう適切な質問をすべきです。

**企業文化に注意を払う** — 経営陣が問題を取締役に通知しなかったことが利害関係者にとって不可解でした。そのため、組織文化と成果報酬が本件では注目されました。取締役会は、あらゆる性質の深刻な問題が発生したときに、経営陣が迅速に行動し知らせてくれるとの強い信頼を持つ必要があります。重要なリスクに対する経営陣とリスクオーナーの明確な役割と期待を設定し、定期的な会議にて関連する話題を扱うことにより、取締役会はそのような自信を得、新たな問題に対処する信頼とオープンな文化、タイムリーなコミュニケーションを育めます。

**重大なリスクに関する議事録を維持する** — 裁判所によると、「取締役会の議事録には、リステリア菌問題に関する報告がありませんでした。また これらが取締役会に開示されたという証拠もありませんでした。経営陣が緊急重大な問題を即時に取締役会に報告し、取締役会がそのような報告ルートを設定し、そのような問題が取締役会によって議論された、などの証拠が存在することを裁判所が期待していたことをこの指摘は示唆しています。裁判所が問題としたのは、取締役会が、継続的な情報更新の目的でより頻繁に緊急取締役会を開催する代わりに、リステリア菌に対する同社対応を経営陣に任せてしまったことでした。<sup>7</sup>

ブルー・ベル・クリーマリーズ事件は、食品の安全性とコンプライアンスの問題を扱う特殊な事実に基づいています。しかしながら、この裁判所の決定は取締役会への警鐘です。リスク監視プロセスが受託者基準を満たすか、それを越えることを確認し、業界固有の規制要件なども考慮に入れるべきである。

4 ジャック・L・マーチャンドII対ジョン・W・バーンヒル・ジュニア、他、ブルー・ベル・クリーマリーズUSA社、デラウェア州最高裁判所(2019年6月18日)で入手可能 <https://law.justia.com/cases/delaware/supreme-court/2019/533-2018-0.html>.

5 同上。

6 同上。

7 同上。

## 取締役会での質問

以下は、事業に内在するリスクを考慮したうえで、取締役会が検討すべき質問です。

- 取締役会は、適切なリスクを識別し、監視プロセスがビジネスの現状を反映しているかを評価したか。取締役会は、リスク監視および情報伝達ルートが最新であることに満

足しているか。ビジネスの実行可能性に大きな影響を与える重要な問題を、経営陣がタイムリーに取締役会に伝え、取締役は自信をもって言えますか。

- 取締役会はリスク課題に関して経営陣と建設的に取り組んでいますか。効果的な情報とレポートシステム(人、プロセス、組織構造、報告その他のインフラなど)が、責任を果たせるように構築されているといえますか。

## プロテビティの支援

プロテビティは、企業の戦略と事業計画に内在するリスク(事業体全体およびさまざまな事業単位)、およびそれらのリスクを管理する機能を評価する取締役会および経営陣を支援します。

企業の評判、ブランドイメージ、ビジネスモデルの実行可能性を損なうリスクを特定し、優先順位を付け、企業戦略を正常に実行できないお手伝いをします。

## Board Institute が取締役会のリスク監視の新たな評価ツールを公開

TBI Protiviti Board Risk Oversight Meter は、取締役会が自らのリスク監視プロセスを見直し、真に重要性のある機会とリスクに焦点を絞ることを確実にする機会を提供するものです。プロテビティは、企業が自信を持って未来に立ち向かうための継続的なプロセス改善を促進することにコミットしており、柔軟で費用対効果に優れたツールを提供するために Board Institute と協力しています。このツールは、取締役会が自らのリスク監視について行う定期的な自己評価を支援するものであり、多くの取締役が好ましいと考える自己評価のあり方を反映したものです。

詳しくはこちら：[www.protiviti.com/boardriskoversightmeter](http://www.protiviti.com/boardriskoversightmeter)

## プロテビティについて

プロテビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとの的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロテビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロテビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロテビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。